

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁国民保護・防災部防災情報室長
(公 印 省 略)

消防庁映像共有システムの運用開始及び活用促進について（通知）

消防庁では、災害時における国・地方公共団体間の情報共有など災害対応の充実を図るため、消防庁と地方公共団体との間で災害現場の映像情報を共有できる手段として、投稿型の機能を有した「消防庁映像共有システム」（以下「本システム」という。）を令和 5 年度に構築しました。

本システムは、災害現場に最も早く駆けつける消防職員及び消防団員からの映像情報について、地方公共団体や消防機関が速やかに共有することにより、被害の概況の早期把握や、広域的な支援体制の早期確立など迅速な対応に有効です。さらに、関係府省庁への情報共有も行うことで、政府の迅速かつ的確な意思決定に寄与することも期待されます。

先日の台風 10 号などの災害時においても、多数の消防本部において本システムを活用して被害映像情報を共有いただき、我々の参考とさせていただいたところです。

今般、本システムの正式運用に向けた準備が整いましたので、本通知にて下記のとおり運用開始をお知らせします。

各都道府県におかれましては、本システムを利用し、映像情報を積極的に共有いただくとともに、貴都道府県内の市区町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、本通知の内容を周知いただきますようお願いいたします。

また、本システムの有効性や課題等について整理し、システムの改善を図るため、近々利用状況等の調査を実施する予定です。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 概要

本システムは、インターネットに接続可能な PC やスマートフォンからアクセスし、映像等の投稿・閲覧・管理などが可能なシステムであり、災害現場に最も早く駆けつける消防職員及び消防団員からの映像情報を、消防庁と地方公共団体の間、地方公共

団体間で速やかに共有することで、被害の早期把握や迅速な対応につなげるものである。

なお、本システムの利用目的については以下のとおりである。

- ・災害実態の把握、活動方針の決定及び応援要否の判断
- ・災害対応機関への提供・共有
- ・報道機関への提供・共有
- ・現場活動の事後検証及び教育訓練の資料
- ・火災調査の資料
- ・その他消防業務

2 本システムの利用体制

本システムの利用体制については、消防職員・消防団員、消防本部、地方公共団体（都道府県・市町村）、消防庁で構成され、各機関における本システムを利用する際の標準的な役割は以下のとおりである。

（１）消防職員・消防団員

- ・災害発生時に現場へ向かい、災害現場状況の撮影を行う者。
- ・スマートフォンなどで災害現場の動画・静止画を撮影し、本システムを利用して共有する。

（２）消防本部

- ・消防職員・消防団員より投稿された投稿データを管理し、各種のフラグ設定などデータ編集を行う。
- ・都道府県内または全国へ共有するべき投稿データを選定し連携する。

（３）地方公共団体（都道府県・市町村）

- ・消防本部より共有された災害状況の投稿データを閲覧することができる。

（４）消防庁

- ・共有された災害状況の情報を基に、消防庁内での投稿データ共有、内閣府及び官邸との連携を行う。
- ・システム管理者として利用者管理手続き（利用者登録・削除、ID・PW 管理等）を行う。

3 本システムを利用した消防庁への映像共有について

「火災・災害等即報要領 3 報告手続き」に準じ、原則として次に該当する火災・災害等の発生時は、消防庁への画像情報等の送信手段として本システムの活用を推進すること。

（１）「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

（２）被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

(3) 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

(4) 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

4 消防職員・消防団員による積極的な活用について

本システムは、大規模災害はもとより、風水害等により発生した被害状況の早期把握や、広域的な支援体制の早期確立など、迅速な対応に有効なシステムであることから、災害現場で活動する消防職員・消防団員については、本システムの適正かつ安全な運用や情報の取扱いには十分留意の上、積極的に活用いただきたい。

特に、地域に密着した消防団については、災害現場にいち早く駆けつけ、早期の情報収集により迅速な災害状況の把握等が求められている中、消防団員による本システムの活用については、地域住民の安心・安全に直結し、地域防災力の充実強化を図る上で極めて重要である。

このため、消防団を含めた消防機関においては、大規模災害等に備え、消防職員・消防団員が適切に操作できるよう定期的な研修等を実施するとともに、災害時に本システムを運用できるよう普段からの訓練等にも本システムを取り入れるなど、本システムの積極的な活用に向けた取組を実施していただきたい。

【連絡先】

総務省消防庁 国民保護・防災部防災課
防災情報室 田村課長補佐、元廣係長、君塚事務官、
橋村事務官、奥田事務官

TEL: 03-5253-7526

FAX: 03-5253-7536

E-mail: eizow-system@ml.soumu.go.jp